

○松本市社会教育委員条例

(設置)

第1条 社会教育法（昭和24年法律第207号）第15条第1項の規定により、本市に社会教育委員（以下「委員」という。）を設置する。

(定数)

第2条 委員の定数は、15人以内とする。

(委嘱)

第3条 委員は、次に掲げる者のうちから教育委員会が委嘱する。

- (1) 学校教育関係者
- (2) 社会教育関係者
- (3) 家庭教育の向上に資する活動を行う者
- (4) 学識経験者
- (5) 公募による市民
- (6) 前各号に掲げるもののほか、教育委員会が必要と認める者

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(補則)

第5条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は教育委員会が規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、昭和40年4月1日から施行する。

(波田町の編入に伴う経過措置)

2 波田町の編入の日以後、新たに委嘱された委員の任期は、第3条の規定にかかわらず、平成23年9月30日までとする。

附 則（平成12年3月2日条例第1号）抄

(施行期日)

1 この条例は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成17年3月22日条例第151号）

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

(四賀村、安曇村、奈川村及び梓川村の編入に伴う経過措置)

2 この条例の施行の日以後、新たに委嘱された委員の任期は、この条例による改正後の松本市社会教育委員設置条例の規定にかかわらず、平成17年8月28日までとする。

附 則（平成22年3月19日条例第77号）

この条例は、平成22年3月31日から施行する。

附 則（平成26年3月14日条例第99号）

(施行期日)

1 この条例は、平成26年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正前の松本市社会教育委員設置条例（以下「旧条例」という。）の規定により松本市社会教育委員に委嘱されている者は、この条例による改正後の松本市社会教育委員条例（以下「新条例」という。）第3条の規定により委員として委嘱されたものとみなす。この場合において、委員の任期は、新条例第4条の規定にかかわらず、旧条例の規定による委員としての残任期間と同一の期間とする。